

船舶事故調査報告書

平成26年9月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年7月8日（月） 16時50分ごろ
発生場所	山口県下関市和久漁港東方沖の入り江 下関市所在の和久港A防波堤灯台から真方位139° 310m付近 （概位 北緯34° 18.7′ 東経130° 53.4′）
事故調査の経過	平成25年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ TAISON、0.1トン 291-42777山口、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、112kW、平成22年9月 B 水上オートバイ ゼットワン Z1、5トン未満 290-53718福岡、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、95.62kW、平成12年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年8月19日 免許証交付日 平成22年8月19日 （平成27年8月18日まで有効） 搭乗者A 女性 22歳 B 船長B 男性 42歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年11月1日 免許証交付日 平成24年11月1日 （平成29年10月31日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（搭乗者A） B なし
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、3人乗りのソファ型浮体（以下「本件浮体」という。）に搭乗者Aを左舷側に、その隣にほか

	<p>2人（搭乗者全員女性）をそれぞれ乗せ、A船座席後端下部に設備されたクリートに結んだ化学繊維製のロープ（長さ約15m、幅約20mm、厚さ約10mm）で引き、平成25年7月8日16時45分ごろ和久漁港東方のマリーナ前面の入り江で遊走を始めた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、16時45分ごろ入り江で遊走を始め、すぐに船首を南西方向に向けて漂泊を始めた。</p> <p>船長Aは、本件浮体をえい航し、入り江で急旋回などして遊走を行っていたが、漂泊していたB船に気付いていたものの、B船に接近し、16時50分ごろ、本件浮体の左舷側が、B船の船首に衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突に気付かなかったが、しばらくして本件浮体の搭乗者から、搭乗者Aが痛みを訴えている旨の意思表示があり、マリーナの栈橋に着けて仲間に搭乗者Aを引き上げさせ、救急車を手配した。</p> <p>搭乗者Aは、救急車で病院に搬送され、足関節骨折、第5中足骨剝離骨折及び骨盤骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船及びB船の船長は、会社の同僚であり、搭乗者とは同じ飲食店を利用する知り合いであったが、本事故当日、その飲食店の店主により、約40人が参加するバーベキュー会が開催され、A船及びB船を含む水上オートバイ4隻で遊走していた。</p> <p>船長A及び船長Bは、帰りの車の運転もあったので、飲酒していなかった。</p> <p>船長A、船長B及び搭乗者3人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、和久漁港東方の入り江で本件浮体をえい航して遊走中、漂泊中のB船に接近し、本件浮体がB船と衝突したことから、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、和久漁港東方の入り江で本件浮体をえい航して遊走中、漂泊中のB船に接近し、本件浮体がB船と衝突したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時、見張りを適切に行うこと。 ・入り江等の狭い海域で遊走する場合、他の船舶に接近しないように注意すること。

付図1 事故発生経過概略図

